

められました、田村会長が退任され、新しく会長には星野三智雄さん（J P退職者の会）が選出されました。その他役員の名ぶれは、一六年度役員一覧をご覧ください。

なお、梅谷守民民主党新潟県第6区支部長・太田祐子十日町市議会議員からは、総会宛メッセージをいただきました。

第3部の恒例の懇親交流会は山口連合十日町支部長・高井芳金十日町支店長・玉木総合生協長岡支局長から祝辞をいただいたのち乾杯。盃を交わしながら交流を深めました。

② 県高齢協

第二四回定期総会

七月二日、新潟駅前ガレソンホールで総会が開かれました。金援助の削減方針を受け、現二地域協議会・二支部から、七地域協議会・四支部に再編（現職の連合に合わせて当協議会は支部とする）という予備提起がありました。支部でない地区協議会など本部と直接つながる組織対応を求め発言しました。また、名称は連合新潟高齢者協議会から新潟県退職者連合に変更されました。当協議会は次年度の総会で名称変更を予定しています。

加盟組織紹介② 新退教中魚支部

生活を守り、生きがいを求めて

前中魚支部長 水落 徹

新退教の正式名は（新潟県退職教職員連絡協議会）です。本部は新潟市にあり、県内には三支部が一つあります。中魚支部は、その中の一つです。四月時点の会員数は七五名です。中魚支部の事務局は丸山町の教育会館内に置き、県本部からの窓口ともなっています。県本部から窓口に勤務され、現職時に公立小中学校等に勤務された方です。また、バラエティ的な構成や、管理職教員で、バリエーションが豊富です。また、定年前に退職された方もいます。県外に出られた方も加入されています。県本部の中心は、各支部の多彩な活動にあります。退職後の生活を守り、つなぎ合い、「退職後の生活を守り、生きがいを求め、互いに楽しく学びあう」会員同士の「憩いの場」を目指して活動しています。

《昨年度の中魚支部の主な活動》

① 支部定期総会

・ミニコンサート
『尺八演奏&トーク』

・座談会

『今！ 私の楽しみ』

・懇親会

② 親睦旅行（昨年は日帰り旅行）
『奥只見湖遊覧と魚沼の一日』

③ 学習会

・映画鑑賞＆茶話会
映画鑑賞名『日本の一番長い日』
鑑賞後は、映画の感想を互いに語り合いながら、お茶とケーキを楽しむ。

④ 中魚支部だよりの発行（年四回）

※高齢協の学習会等への参加

活動には、年齢や性別に拘らない、気軽な雰囲気があります。また、男性のより女性の方が活動に積極的。女性のパワーを感じます。中には九〇歳を越えた会員が座談会や旅行等に参加され、若い会員を圧倒しています。

課題は、他団体と同じく、参加者や役員の固定化、会員数の減少があることですが、

①この課題には、
②魅力ある会にする
③魅力ある会の活性化（組織改革）
④等が必要

新退教中魚支部は、高齢協と事業活動の連携を更に深め、課題解決に向けて取り組んでまいります。どうぞよろしくお願ひ致します。

十日町・中魚沼地域連合高齢者協議会

会長 田村 功一 様

十日町市長 関口 芳史

要請書に対する回答について

日頃、市の各種事業、施策にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。さて、平成 28 年 1 月 26 日付要請書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 地域包括ケアシステムの構築について
平成 26～27 年度において、新潟県補助事業により「医療と介護の連携システム」の構築を行っております。平成 28 年度からは介護保険特別会計に移管し、事業の拡充を図っております。
今後、整備される小規模多機能型居宅介護事業所等では地域との連携、意見の反映が必要となります。

2. 予防給付事業の移行プロセスについて
十日町市では平成 29 年度から要支援の訪問介護、通所介護を総合事業へ移行します。
平成 28 年度におきまして、移行の準備として、事業所の意向確認、単価設定等を検討してまいります。

3. 地域包括支援センターの拡充強化策について
いままで、3 箇所を設置していましたが、地域包括支援センターを平成 27 年度から 5 箇所にいたしました。
より地域に密着した対応が出来るものと考えております。

4. 第 6 介護保険事業計画の進捗状況について
当市では日常生活圏域を全市を対象として、1 圏域と考えております。
このなかで、施設整備等を行っていきます。

具体的には今年度川西地域に「小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型グループ」中里地域に「小規模多機能型居宅介護事業所、サービスタ付き高齢者住宅」を建設中です。
また、市民から「視覚障がいのある方でも介護サービスの利用ができませんか」との意見が 2 件ありました。
「要介護または要支援と認定されれば、利用することが出来ます。」と回答いたしました。

5. 基本チェックリストについて
まず、介護認定の申請で窓口に来られた方については基本チェックリストは実施せず認定調査等の手続きを進めます。また、相談の中で基本チェックリストでの判定が必要との判断をした場合には、市保健師等の専門職がチェックを行うか、地域包括支援センターへつなぎ、センターの専門職がチェックを行います。

6. 介護従事者の確保、処遇改善の取り組みについて
従事者の確保、処遇改善については当市のみならず、全国的な問題となっておりまして、しかし、全国一律な制度であり、今後の国の動向を注視してまいります。